

おでんせ

介護支援センター・居宅介護支援事業所

介護でお悩みのことはありませんか？



介護に関する相談・手続き代行等を行います。
介護支援専門員（ケアマネージャー）が相談に応じます。

- 介護保険等の申請
- 介護保険のサービスの紹介
- 福祉用具、住宅改修についてのご説明
- 介護保険施設利用のご説明およびご相談
- ケアプランの作成・ご相談

介護でご心配なことがありましたら、お気軽にご連絡ください。
ご相談及びケアプラン作成は無料です。

おでんせ居宅介護支援事業所

- 名称 おでんせ居宅介護支援事業所
- 設置主体 社会福祉法人土淵朗親会
- 所在地 岩手県盛岡市上厩川字横長根76番地1
- TEL 019-645-0621
- FAX 019-648-0620
- E-mail care_odense4@roushinkai.jp

- 将来の介護について不安
- 介護サービスを利用したい
- 介護について相談したい



photo.jp - 43100145

個人情報の取扱いについて

当事業所では、個人情報に関連する法律および厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し、地域の方々から広く信頼いただけるよう個人情報の保護に努めます。



介護サービスの利用のしかた

介護サービスを利用するには、市の窓口にて要介護認定の申請をして要介護認定を受けます。

順番	内容	内容詳細	
1	要介護認定の申請	本人または家族等が市の窓口で、「要介護認定」の申請をします。 (地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設に代行してもらうこともできます。) ※ 地域包括支援センターで「基本チェックリスト」を受けて該当した人(「事業対象者」といいます)は、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用することができます。	
		必要なもの ●要介護・要支援認定申請書 ●介護保険被保険者証 ●健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)	
2	認定調査	訪問調査 市の職員等が自宅を訪問し、心身の状態について認定調査を行います。	
		主治医の意見書 市の依頼により、主治医が意見書を作成します。	
3	審査・認定	訪問調査の結果と主治医意見書をもとに、全国一律の判定方法で要介護度の判定(一次判定)を行った後、専門家で構成された介護認定審査会において、どのくらい介護が必要かなどを審査・判定します(二次判定)。その審査結果にもとづいて、市がその人にとって介護が必要な度合い(要介護度)の認定を行います。	
4	認定結果の通知	認定結果は、原則として申請してから30日以内に市から通知されます。	
		認定の区分 非該当 要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	
5	ケアプランの作成を依頼	ケアマネジャーに、本人や家族の意見もふまえながら必要なサービスの種類や量などを見極めてもらい、ケアプランを作成してもらいます。 ※ ケアプラン作成費用に利用者負担はありません。	
		要介護1～5の方	在宅サービスを利用 居宅介護支援事業所がケアプランを作成。
		施設サービスを利用 施設のケアマネジャーがケアプランを作成。(入所を希望の場合は施設に直接申込みしてください。)	
		要支援1・2の方 事業対象者	介護予防サービスを利用 地域包括支援センターがケアプランを作成。 介護予防・生活支援サービス事業
6	サービス利用の開始	本人または家族がサービス提供事業者と契約し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。サービスを利用するときには、原則としてかかった費用の1割～3割を自己負担します。	
7	更新の申請	引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間が終了する前に、市の窓口で更新または変更の申請をしてください。 ※ 認定の有効期間は、原則6カ月(更新の場合は12カ月)です。	

●被保険者証

●負担割合証

介護認定

